

株主各位

第101期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

京王電鉄株式会社

本内容につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.keio.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

事業報告

1 企業集団の現況に関する事項

8. 主要な事業所等
9. 従業員の状況
10. 主要な借入先

2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数
2. 発行済株式の総数
3. 株主数
4. 大株主（上位10名）
5. 当期に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称
2. 当期に係る会計監査人の報酬等の額
3. 非監査業務の内容
4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

5 会社の体制および方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
2. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

1 企業集団の現況に関する事項

8. 主要な事業所等 (2022年3月31日現在)

会社名	主な事業所・施設等
当 社 (本社：東京都多摩市)	【鉄道施設】 京王線 営業キロ：72.0km 駅数：52駅 車両数：732両 井の頭線 営業キロ：12.7km 駅数：17駅 車両数：145両 【賃貸物件】 京王百貨店新宿ビル、京王プラザホテル（新宿）、 京王プラザホテル札幌、京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター、 京王品川ビル、キラリナ京王吉祥寺、トリエ京王調布
(株) 京王百貨店 (本社：東京都渋谷区)	新宿店、聖蹟桜ヶ丘店、ららぽーと新三郷店、 セレオ八王子店、昭島モリタウン店、キラリナ京王吉祥寺店、 トリエ京王調布店、サテライト橋本店
(株) 京王ストア (本社：東京都多摩市)	京王ストア：東京都13店舗、神奈川県1店舗 キッチンコート：東京都10店舗、神奈川県1店舗 京王ストアエクスプレス：東京都2店舗 K-SHOP・他：東京都20店舗 フランチャイズ事業：東京都17店舗、神奈川県2店舗
(株) 京王プラザホテル (本社：東京都新宿区)	京王プラザホテル（新宿）、京王プラザホテル八王子、 京王プラザホテル多摩
京王電鉄バスグループ (京王電鉄バス(株)) (京王バス(株)) (京王バス小金井(株))	【路線バス】 営業所：東京都12か所 車両数：739両 【高速バス】 営業所：東京都4か所 車両数：109両 【貸切バス】 営業所：東京都5か所 車両数：67両

- (注) 1. 京王線は都営地下鉄新宿線と相互乗入れを実施しております。
 2. 京王線の車両数には事業用車両4両を含みます。
 3. 京王電鉄バスグループ3社の本社所在地はいずれも東京都府中市であります。

9. 従業員の状況（2022年3月31日現在）

事業セグメント	従業員数
運 輸 業	5,978名
流 通 業	1,751名
不 動 産 業	510名
レジャー・サービス業	2,306名
そ の 他 業	2,291名
全 社 （ 共 通 ）	314名
合 計	13,150名

（注）従業員数に臨時従業員は含まれておりません。

10. 主要な借入先（2022年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	116,694百万円
三井住友信託銀行株式会社	26,221百万円
太陽生命保険株式会社	10,790百万円
株式会社三菱UFJ銀行	9,089百万円
日本生命保険相互会社	9,080百万円

2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 316,046,000株
2. 発行済株式の総数 128,550,830株 (自己株式6,395,315株を含む。)
3. 株主数 34,216名 (前期末比4,503名増)
4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	18,291	15.0
日本生命保険相互会社	6,141	5.0
太陽生命保険株式会社	5,862	4.8
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,326	4.4
三井住友信託銀行株式会社	3,648	3.0
STATE STREET BANK WEST CLIENT- TREATY 505234	2,246	1.8
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行退職給付信託口)	2,000	1.6
富国生命保険相互会社	1,918	1.6
第一生命保険株式会社	1,778	1.5
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	1,502	1.2

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 当社は自己株式を6,395千株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

5. 当期に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当期中に退任した取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。) 1名に対し、株式報酬として当社株式800株を交付しました。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分		金 額
(1)	当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	112百万円
(2)	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	125百万円

- (注) 1. (1) には、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の合計額を記載しております。なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません。
2. 当社監査等委員会は、あらかじめ定めた「会計監査人の報酬等の同意に関する方針」に基づき、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手、報告を受けただうえで会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しています。

3. 非監査業務の内容

該当事項はございません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当するなど、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合において、当該会計監査人の解任または不再任が妥当と判断したときは、必要な対応を行います。

5 会社の体制および方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

＜当社取締役会における決議内容＞

当社は会社法に基づき、「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」を定めており、その内容は次のとおりであります。

「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」

京王電鉄（以下、「当社」という）および京王グループ各社は、法令および定款に適合するとともに、「京王グループ理念」に基づいた、事業活動を適正かつ継続的に行うため、本基本方針に則り、内部統制システムを整備・運用します。

(1) 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、グループの役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ健全に行われるため、「京王グループ理念」に基づき定めた「京王グループ行動規範」を周知徹底するとともに、各取締役および各執行役員は当社で定めた「経営判断原則」に則り、適正な意思決定を行います。
- ② 当社は、外部有識者を含む「コンプライアンス委員会」が中心となって、グループ全体のコンプライアンス体制を整備し、重要事項については定期的に取締役会に報告を行います。
- ③ 当社は、コンプライアンス上の問題について、公益通報者保護法に対応したグループ全体の相談専用窓口である「京王ヘルプライン」を運用し、課題の解決を行います。
- ④ 当社は、コンプライアンス研修等を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、グループ全体のコンプライアンス体制の強化をはかります。
- ⑤ 当社は、代表取締役社長 社長執行役員直轄の内部監査部門である監査部を設置し、当社およびグループ各社に対する法令および社内規程等の諸基準への準拠性、管理の妥当性・有効性の検証を目的とした内部監査を実施します。また、監査等委員会は、必要があると認めるときは監査部に対して調査を求め、指示することができます。
- ⑥ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、内部統制を整備・運用します。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。

- ⑦ 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、ステークホルダーの信頼に応えるよう、組織全体で断固とした姿勢で厳正に対応を行います。

(2) 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、取締役および執行役員の職務執行に関わる情報について、法令および社内規程等に基づき、適切に保存、管理を行います。
- ② 当社の取締役および執行役員は、これらの情報を必要に応じて閲覧できます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営上の重要な意思決定にあたり、当社の取締役および執行役員は損失の可能性について十分な検証を行います。
- ② 業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として当社取締役会で定めた「リスク管理方針」に基づき、リスク管理委員長、関係各部署の部長および外部専門家で構成するリスク管理委員会は、当社およびグループ各社のリスクの低減と防止のための活動および危機発生に備えた体制整備を行います。
- ③ 公共性の高い鉄道事業を核に幅広い企業活動を行っているグループとして、当社は「お客さまの安全」をリスク対策における最重要課題とします。
- ④ 当社は、重大な危機が発生した場合には代表取締役社長 社長執行役員を本部長とする危機管理本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。

(4) 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社およびグループ各社の取締役会は、法令および社内規程に則り定期的に開催するほか、必要に応じて臨時開催します。経営上重要な事項については、事前に常勤取締役および常勤執行役員で構成する会議体で審議し、その審議を経て取締役会で決議を行います。また、当社においては、定款の定めにもとづき、重要な業務執行の決定について、取締役会の決議により取締役への委任を行います。委任された事項の決定については、事前に常勤取締役および常勤執行役員で構成する会議体で審議し、その審議を経て決定します。
- ② 当社およびグループ各社の取締役会は全社的な目標を定め、取締役（社外取締役および監査等委員を除く）および執行役員はその目標達成に向け、各部門ごとの目標設定や予算管理、具体策等を立案・実行します。また、当社は各社経営計画の実施状況をモニタリングします。
- ③ 当社およびグループ各社の組織および職務分掌、ならびに業務執行に関する各職位の責任、権限、決裁基準については社内規程に定め、各職位の基本的な機能および相互関係を明らかにし、機動的な意思決定、業務遂行をはかります。

(5) 会社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ各社は当社との間に定めた「グループ会社協議基準」に従い、各社における経営上の重要な案件について、当社への協議・報告を行います。また、グループ各社は取締役会で定めた「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」に基づき、内部統制システムの継続的な向上をはかります。当社はこれらの実施状況をモニタリングします。
- ② 当社にグループ各社の内部統制の諸施策に関する担当部署を設け、当社とグループ各社間での協議、情報共有、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制の整備を推進します。
- ③ 当社およびグループ各社のコンプライアンス体制については、当社が中心となり、グループ一体となって整備します。また、当社およびグループ各社の全役員および使用人は、グループ全体の価値に重大な影響を与えるおそれのある事象を発見したときは、通常の報告経路に加え、当社のコンプライアンス委員長に報告し、対応につき協議します。
- ④ 当社およびグループ各社のリスクについては、リスク管理委員会を開催し、当社が中心となり、グループ全体でリスクの把握、管理に努めます。グループ各社は、重大な危機が発生した場合には、直ちに当社のリスク管理委員長に報告し、当社は事案に応じた支援を行います。また、グループ各社は、各社ごとのリスク管理体制および危機管理体制を整備します。
- ⑤ グループ経営協議会において、グループ全体の経営に関わる協議を行うほか、京王グループ社長会を定期的に開催し、グループの経営方針および経営情報の共有化をはかります。
- ⑥ 当社常勤監査等委員は、グループ各社の監査役から適宜報告を受けるほか、グループ監査役会を定期的に開催するとともに、期中および期末に各社の監査役監査の状況について確認し、グループ全体の監査の充実・強化をはかります。グループ各社の常勤の監査役は原則として内部監査部門である監査部に所属し、相互に連携し、グループ全体の業務の適正性確保に取り組みます。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の独立性に関する事項

監査等委員会監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、専門性を有する者を含む専属の使用人を配置します。当該使用人はその職務執行にあたっては監査等委員の指揮命令に服することとします。また、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分の決定は、あらかじめ監査等委員会が選定した常勤監査等委員の同意を必要とします。

(7) 取締役、執行役員および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

当社において、取締役（監査等委員を除く）は、監査等委員が重要な会議等に出席し、意見を述べることできる体制を確保します。さらに、取締役（監査等委員を除く）および執行役員は以下に定める事項を監査等委員会に報告します。

グループ各社においても報告体制を確保し、以下に定める事項をグループ各社の監査役に報告します。

- ① 会社の意思決定に関する重要事項
- ② 当社またはグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③ 内部監査の監査計画および監査結果
- ④ 当社の取締役（監査等委員を除く）、執行役員、グループ各社の取締役および使用人の職務執行に関する不正行為または法令・定款に違反する重大な事項
- ⑤ コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要事項
- ⑥ 「グループ会社協議基準」に定めた協議・報告事項のうち重要事項
- ⑦ 上記の他、当社の監査等委員およびグループ各社の監査役の職務執行上必要があると判断した事項

なお、使用人は②、④に関する重大な事項を発見した場合は当社の監査等委員およびグループ各社の監査役に直接報告することができます。

また、当社の取締役（監査等委員を除く）、執行役員、グループ各社の取締役および使用人は、当社の監査等委員およびグループ各社の監査役に報告を行ったことを理由として不利益を受けることはないものとします。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社取締役（監査等委員を除く）は、当社監査等委員会が策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査を実施できる体制として、以下の体制を確保します。

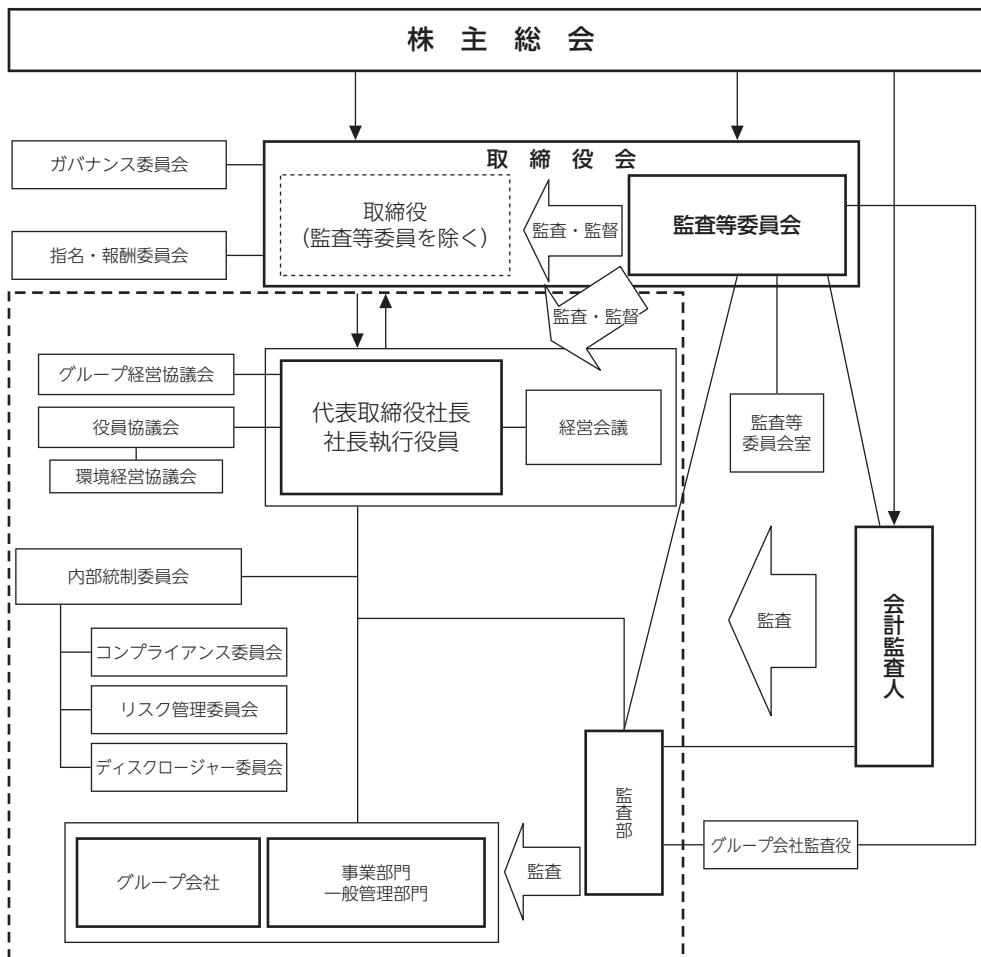
- ① 取締役（監査等委員を除く）、執行役員および重要な使用人からの必要に応じた意見聴取
- ② 代表取締役、会計監査人との定期的な会合
- ③ 内部監査部門と連携した組織監査の実施
- ④ 内部統制部門との連携
- ⑤ グループ会社の調査等の実施
- ⑥ アドバイザーとして独自に選定した弁護士・公認会計士等外部専門家の任用

なお、⑥等に関する費用は会社が負担するものとします。

(9) 内部統制委員会

上記 (1) から (8) の体制を統括するため、内部統制委員会を開催し、グループ一体となり内部統制の整備を推進します。

コーポレート・ガバナンス体制



<当期における運用状況の概要>

(1) コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上をはかるため、コンプライアンスやハラスメント防止に関する新任管理職向け研修について、対象範囲をグループ全体の管理職に広げて開催しました。

内部通報制度については、ステークホルダーへの情報開示として、「安全・社会・環境報告書」において通報総件数を記載したほか、従業員に対して通報事案に関する調査・対応状況等の概要を紹介し、内部通報窓口利用に対する不安の軽減に努めました。

(2) リスクマネジメント

リスクマネジメントについては、2021年度～2023年度の3年間に対策すべき項目として選定したリスク対策重点項目を中心に取り組みました。

労務・コンプライアンスリスクへの対応では、ハラスメント防止対策として、当社において「ハラスメント防止指針」の制定や昇進試験の考課項目への反映、階層別研修を行ったほか、グループ各社において就業規則への反映や研修などを実施しました。また、法改正対応として、個人情報保護法改正にともなう社内規程類や当社「個人情報保護方針」の改定を行ったほか、グループ全社管理部門担当者を対象としたセミナーや当社従業員を対象としたeラーニングの実施により、内容の周知をはかりました。さらに、女性活躍推進法改正により新たに対応義務が課されたグループ各社において「一般事業主行動計画」の策定および所轄の労働局への届出等を行いました。

情報セキュリティリスクへの対応では、ウェブサイトへの攻撃対策として、WAF（ウェブサイトへの不正アクセスを遮断するしくみ）の導入や安全性の高いシステム基盤へのウェブサイトの移転を進めました。また、業務システムへのサイバー攻撃対策として、当社において鉄道運行管理システムのセキュリティ対策の検証や標的型攻撃メール訓練を実施したほか、グループ各社においてウイルス対策ソフトの切り替えを完了するとともに、メールセキュリティソフトの切り替え等を進めました。

当社各部・グループ各社の特性に応じて対応すべき個別事業リスクへの対応では、2021年10月31日に発生した京王線車内傷害事件について、事件の検証、課題の抽出とその対応策の検討を進めたほか、当社直営ショッピングセンターにおいて異常事態が発生した場合を想定した対応策・通報先について改めてテナントに周知するなどの取組みを進めました。また、災害対策では、当社において、富士山噴火による降灰に対応するBCP（事業継続計画）を新たに策定しました。

このほか、新型コロナウイルス感染症に起因する事業継続リスクへの対応では、対策総本部が中心となり、感染状況の変化に応じた感染防止対策の徹底を継続するとともに、当社・グループ各社の従業員を対象としたワクチンの職域接種を実施するなど、グループ全体の事業活動に支障が生じないように適切な対応を行いました。

(3) 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、必要な評価対象範囲を設定したうえで、内部統制評価を実施しました。

また、決算開示資料については、ディスクロージャー委員会の確認を経て取締役会等に付議した後、開示を行いました。

(4) 内部監査

内部監査基本計画に基づき、当社およびグループ各社について内部監査を実施しました。また、監査対象部門・会社についてトップヒアリングを行い、監査計画に反映させるとともに、監査結果をトップに直接フィードバックし、必要に応じて問題解決の支援を行うなど、監査の充実をはかりました。

2. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社グループが企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益（以下「企業価値・株主共同の利益」といいます。）を向上させていくためには、「輸送の安全性」「経営の安定性」「事業の継続性」を確保し、お客様、お取引先その他のステークホルダーからの信頼を得て、「信頼のトップブランド」を確立することが不可欠であります。また、当社グループにとっては、沿線を中心に関連性の高い事業を多角的に展開することで、沿線価値の向上、京王ブランドの確立に努めるとともに、地域社会の信頼を獲得しながら、各事業の有機的な結びつきにより総合力を発揮させる一体的な経営を行うことが極めて重要であります。これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。したがって、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上していくことに理解あることが必要であると考えています。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社グループの企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものなど、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、株主の皆様が、当社の企業価値を構成する要素を十分に把握し、中長期的な観点も考慮に入れたうえで、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われま

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

① 企業価値向上に資する取組み

当社グループでは、「京王グループ理念」の中に掲げる「信頼のトップブランド」の確立を目指して、当社グループの競争力の強化、財務健全性の確保、法令・倫理の遵守、地域社会貢献活動の実施など、企業価値・株主共同の利益の向上に資する経営に努めております。今後もグループ全体の持続的な成長のため、当社グループが長年培ってきた有形・無形の経営資源を維持・活用しながら、以下の施策に取り組んでまいります。

第一に、社会に不可欠なインフラを提供する公共輸送機関として安全確保を最重要課題とし、中長期的な視点で社会的責任を果たしてまいります。

第二に、当社沿線が将来にわたって活力を維持できるよう、拠点開発の推進や地域活性化に多角的に取り組んでまいります。

第三に、お客様の多様化するニーズや生活スタイルの変化を捉えた施策を継続的に実施することで、将来にわたり発展、成長する企業グループを目指してまいります。

第四に、法令の遵守、地球環境への配慮など、企業の社会的責任を果たす取組みを当社グループ全体で続けてまいります。

第五に、企業価値の源泉である「輸送の安全性」の実際の担い手である当社グループの従業員を中長期的な視点で育成するとともに、「安全の確保」を最重要事項と考える企業文化を堅持してまいります。

第六に、事業の継続性に留意した資本政策のもと、成長に向けた投資や事業の選択と集中など様々な取組みの実施と完遂を目指してまいります。

② コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

当社グループでは、「京王グループ理念」に基づき、透明性・公正性を確保しつつ、迅速・果敢な意思決定を行うことにより、株主の皆様をはじめ、つながりあうすべての人からの信頼を確保し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をはかるため、当社の取締役会で定めた「コーポレート・ガバナンス基本方針」のもと、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を推進しております。

取締役会においては、法令で定められた事項はもとより、経営上重要な事項についての決議や業務執行の監督を行っております。当社は、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実に向けた取組みとして、2020年6月に監査等委員会設置会社に移行しました。取締役（監査等委員である取締役を除く。）について、大手金融機関の経営者としての経験や見識を持つ社外取締役を選任するとともに、監査等委員である取締役について、社外取締役を3名選任し、経営に対する監督機能を強化しているほか、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会および指名・報酬委員会を設置し、経営の透明性・公正性の向上に努めております。

監査等委員会については、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、財務・会計・法務に関する相当程度の知見を有する、独立性の高い取締役を選任しているほか、監査等委員会と会計監査人、内部監査部門および内部統制部門との連携体制を構築しております。また、監査等委員である取締役は法令および諸基準に準拠し、監査等委員会が定めた基本方針に基づき監査を行うほか、監査等委員（常勤）は、社内の重要な会議に出席し、必要な意見陳述を行ってまいります。

さらに、グループ経営協議会や京王グループ社長会、ならびにグループ監査役会などの定期的な開催により、グループ・ガバナンス体制の充実をはかっております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年6月27日開催の第98期定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことを目的とした「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針」（以下「本基本方針」といいます。）に関する議案が承認可決されたことを受け、同日開催の当社取締役会において、本基本方針に基づく具体的な対応策である「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を決議しております。

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との協議・交渉等の機会を確保することなどにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

本プランは、①当社が発行者である株券等について保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、または②当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、もしくはこれらに類似する行為またはその提案（以下「買付等」と総称し、買付等を行う者を以下「買付者等」といいます。）を適用対象とします。

買付者等が買付等を行う場合は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、その実行に先立ち、当社に対して、買付等の内容の検討に必要な情報および本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を提出するものとし、当社取締役会は速やかにこれを企業価値評価独立委員会（委員は、社外の有識者、社外取締役から選任されるものとし、以下「独立委員会」といいます。）に提供します。独立委員会は、最長60日間の検討期間（必要な範囲で最長30日間延長できます。）を設定し、必要に応じて独立した第三者である専門家の助言を得たうえ、買付等の内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、または本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると認められる場合には、当社取締役会に対し、新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。なお、独立委員会は、新株予約権の無償割当ての要件のいずれかに該当する場合であっても、新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対して、株主総会の招集、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の株主総会への付議を勧告するものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する決議を速やかに行うものとします。また、当社取締役会は、独立委員会から、株主総会の招集、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の株主総会への付議を勧告された場合には、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議します。当社取締役会は、上記決議を行った場合等には、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

上記の新株予約権は、1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会または当社株主総会における新株予約権無償割当ての決議で定める金額を払い込むことにより、原則として当社株式1株を取得できるものですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の株主から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権1個と引換えに、原則として当社株式1株が交付されます。

本プランの有効期間は、2019年6月27日開催の定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までになります。ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本基本方針を廃止する旨の決議が行われた場合、または、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

本プラン導入時点においては新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様には直接的な影響が生じることはありません。他方、新株予約権の無償割当てが実施された場合には、新株予約権行使の手続きを行わないと、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化することになります。ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、買付者等以外の株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

(4) 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記(2)に記載した取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、上記(1)の基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、上記(3)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、以下の理由から当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- ① 経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した買収防衛策に関する指針に定める三原則を充足していること
- ② 本プランは、株主総会において承認された本基本方針に基づくものであり、また、有効期間は約3年間と限定され、かつ、その満了前であっても株主総会において、本基本方針の変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも変更後の基本方針に従うよう速やかに変更または廃止されることになるなど、株主意思を重視していること
- ③ 経営陣から独立している委員から構成される独立委員会により新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断が行われ、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされていること
- ④ 合理的かつ詳細な客観的要件が設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していること
- ⑤ 独立委員会は、当社の費用で、外部専門家の助言を受けることができるものとされており、その判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっていること
- ⑥ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年であり、毎年を選任を通じて株主の皆様のご意向を反映させることが可能であること
- ⑦ デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	59,023	42,187	252,952	△19,740	334,422
会計方針の変更による 累積的影響額			△1,496		△1,496
会計方針の変更を反映 した当期首残高	59,023	42,187	251,456	△19,740	332,926
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△4,886		△4,886
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,585		5,585
合併による変動			△68		△68
自己株式の取得				△12	△12
自己株式の処分		0		9	10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	0	631	△2	629
当 期 末 残 高	59,023	42,187	252,087	△19,743	333,555

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	7,681	4	2,237	9,923	48	344,395
会計方針の変更による 累積的影響額						△1,496
会計方針の変更を反映 した当期首残高	7,681	4	2,237	9,923	48	342,898
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△4,886
親会社株主に帰属する 当期純利益						5,585
合併による変動						△68
自己株式の取得						△12
自己株式の処分						10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△499	3	△660	△1,157	△84	△1,241
当 期 変 動 額 合 計	△499	3	△660	△1,157	△84	△612
当 期 末 残 高	7,181	7	1,576	8,766	△35	342,286

連 結 注 記 表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

1. 連結の範囲に関する事項

子会社57社のうち45社を連結の範囲に含めております。

連結子会社名は、事業報告の「1 企業集団の現況に関する事項 7. 主要な事業内容」に記載しております。

また、当連結会計年度に連結子会社でありました新線新宿開発合同会社は、当社を存続会社とする吸収合併により解散したため、連結の範囲から除外しております。

なお、主要な非連結子会社は、高尾登山電鉄(株)、セレクトチャー(株)、(株)京王友の会であります。

非連結子会社12社の合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておらず、今後もこの状況が続くものと考えられるため、連結の範囲から除外しました。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用している会社は非連結子会社11社及び関連会社1社で、高尾登山電鉄(株)、セレクトチャー(株)、(株)京王友の会他9社であります。

当連結会計年度より、(株)サンウッドの株式を取得したことにより、持分法適用の関連会社を含めております。

非連結子会社1社及び関連会社8社（関東バス(株)等）の合計の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、それぞれ重要な影響を及ぼしておらず、持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はすべて3月31日であり、連結決算日と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有 価 証 券

その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

② 棚 卸 資 産

商品及び製品 商 品 主として売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

販売土地及び建物 個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

仕 掛 品 個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

機械装置及び運搬具 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として3年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額については、リース契約上に残価設定の取決めがあるものは当該残価設定額、それ以外のものは零とする定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

① 鉄道事業

鉄道事業においては、主に旅客輸送を行っております。乗車券のうち定期券については、利用開始時点から終了時点の期間にわたり乗車区間の旅客輸送サービスを提供するものであることから、利用開始時点から終了時点の期間の経過に伴い履行義務が充足すると判断し収益を認識しております。また、定期券以外については、乗車区間の旅客輸送サービスを提供するものであることから、旅客が乗車区間の乗車を完了することにより履行義務が充足すると判断し、乗車区間に対する運賃について収益を認識しております。これらの事業に係る収益は顧客との契約において約束された対価にて算定しております。

② 百貨店業およびストア業

百貨店業およびストア業においては、主に直営店舗での物販等の販売を行い、顧客に対して商品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は顧客へ商品を引き渡すことで充足され、引渡時点で収益を認識しております。なお、顧客への財又はサービスの提供における連結子会社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から売上原価を控除した純額で収益を認識しております。

③ 不動産賃貸業

不動産賃貸業においては、主に開発保有するオフィスビルや商業施設、住宅等の不動産の賃貸を行っております。賃貸収益については、顧客との賃貸借契約に基づいた賃貸借期間にわたって収益を認識しております。

④ ホテル業

ホテル業においては、主に宿泊およびそれらに付帯するサービスを提供しております。これらサービスの提供は、顧客にサービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されるものとし、その時点で収益を認識しております。これらに係る取引価格は、顧客との契約において約束された対価にて算出しております。

⑤ ビル総合管理業および建築・土木業

ビル総合管理業および建築・土木業においては、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(6) 工事負担金等の会計処理

鉄道事業において、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受け入れております。これらの工事負担金等については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得価額から直接減額しております。

なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得価額から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の均等償却を行っております。

(8) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

i 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ii 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）を償却期間として、当社は定率法、その他の連結子会社は定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客から受け取る額から売上原価を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) 鉄道事業における定期券に係る収益認識

鉄道事業における定期券については、定期券の販売時点より月割した額を一定の期間にわたり収益として認識していましたが、定期券の利用開始時点より日割した額を一定の期間にわたり収益として認識する方法に変更しております。

(3) 高齢者住宅事業における入居前受金に係る収益認識

高齢者住宅事業において顧客の入居時に受領する入居前受金については、その一部を入居時に収入計上していましたが、受領した全額を顧客の想定入居期間にわたり収益として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」及び「固定負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」、「流動負債」に表示している「その他」及び「固定負債」に表示している「その他」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、契約負債は1,780百万円増加し、未払法人税等は343百万円減少し、利益剰余金は1,436百万円減少しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、営業収益は41,423百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は100百万円増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は1,496百万円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

〔収益認識に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計
	運輸業	流通業	不動産業	レジャー・サービス業	その他業	
鉄道業	64,141	—	—	—	—	64,141
バス業	26,049	—	—	—	—	26,049
タクシー業	9,653	—	—	—	—	9,653
運輸業その他	2,351	—	—	—	—	2,351
百貨店業	—	27,108	—	—	—	27,108
ストア業	—	46,973	—	—	—	46,973
書籍販売業	—	5,322	—	—	—	5,322
ショッピングセンター事業	—	14,012	—	—	—	14,012
流通業その他	—	9,083	—	—	—	9,083
不動産賃貸業	—	—	37,539	—	—	37,539
不動産販売業	—	—	17,032	—	—	17,032
不動産業その他	—	—	2,811	—	—	2,811
ホテル業	—	—	—	24,227	—	24,227
旅行業	—	—	—	3,951	—	3,951
広告代理業	—	—	—	7,044	—	7,044
レジャー・サービス業	—	—	—	5,001	—	5,001
その他	—	—	—	—	—	—
ビル総合管理業	—	—	—	—	24,271	24,271
車両整備業	—	—	—	—	9,087	9,087
建築・土木業	—	—	—	—	23,314	23,314
その他業その他	—	—	—	—	8,596	8,596
セグメント内消去	△2,963	△5,558	△10,181	△7,242	△2,721	△28,666
小計	99,232	96,941	47,202	32,982	62,548	338,908
セグメント間消去	△1,991	△1,937	△2,683	△3,137	△29,285	△39,035
外部顧客への営業収益	97,241	95,004	44,518	29,844	33,263	299,872
うち、顧客との契約から生じる収益	96,236	89,936	22,795	29,263	33,000	271,231
うち、その他の収益	1,005	5,067	21,723	581	263	28,640

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、顧客との請負工事契約について、期末日時点で完了しているが、未請求の工事に対する連結子会社の権利に関するものです。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事に関する対価は、工事進行基準に従い、一定期間で収益を認識しています。

契約負債は、主に利用開始時点から終了時点の期間にわたり収益を認識する鉄道事業における定期券収入に関する前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(単位：百万円)

	当 連 結 会 計 年 度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	36,647
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	35,049
契約資産（期首残高）	4,333
契約資産（期末残高）	4,461
契約負債（期首残高）	11,934
契約負債（期末残高）	12,186

(注) 当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、7,683百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について対象に含めておりません。当該履行義務は、主に鉄道事業における定期券に関する前受金及び高齢者住宅事業における入居前受金であり、残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は以下の通りです。

(単位：百万円)

	当 連 結 会 計 年 度
1年以内	7,067
1年超2年以内	1,036
2年超3年以内	594
3年超	2,932
合計	11,630

〔重要な会計上の見積りに関する注記〕

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度に重要な影響を及ぼすリスクが有る項目は以下の通りです。

1. 固定資産の減損損失

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

宿泊施設の固定資産帳簿価額 84,739百万円

- (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、管理会計上の事業ごと又は物件・店舗ごとに資産のグループ化を行っております。当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により宿泊需要の低迷が続いており、継続して営業損失を計上した宿泊施設については、減損の兆候が認められています。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。

判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

宿泊施設に係る将来キャッシュ・フローの見積りでは、宿泊需要は段階的に回復し、2024年度中に概ねコロナ禍以前の水準まで回復すると仮定しております。

なお、将来予測は高い不確実性を伴い、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 8,707百万円

- (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症に伴う訪日外国人旅行客数の減少や外出自粛等の影響の長期化により、当社および一部の連結子会社の課税所得は、回復しつつも低調傾向にあります。

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社分類の妥当性、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等に基づき計上しています。

このうち、将来の課税所得の見積りでは、鉄道輸送収入は段階的に回復し、2024年度にはコロナ禍以前と比べて15%減程度の水準になると仮定しています。

なお、将来予測は高い不確実性を伴い、繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

〔追加情報〕

当社取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の導入

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）及び執行役員（取締役を兼務する者を除きます。）（以下、総称して「取締役等」といいます。）に対し、中長期的な業績向上及び株主価値の最大化に貢献する意識を高めることを目的に株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時です。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度において、340百万円、56千株であります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保付債務

(1) 財 団

担保に供している資産

有形固定資産	243,300百万円
無形固定資産	1,844百万円
計	245,145百万円

上記資産を担保としている負債は次のとおりであります。

長期借入金	99,299百万円
短期借入金	10,094百万円
計	109,394百万円

(2) その他

担保に供している資産

その他	188百万円
計	188百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 777,099百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 固定資産の取得価額から直接減額した工事負担金等累計額 121,609百万円

4. 保証債務等

下記の債務保証を行っております。（金融機関からの借入金に対する債務保証であります。）

社員住宅融資	44百万円
計	44百万円

5. その他

顧客との契約から生じた債権の残高および契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりです。

受取手形	428百万円
売掛金	34,620百万円
契約資産	4,461百万円

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式（株）	128,550,830		—		—	128,550,830

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式（株）	6,451,097		2,209		1,691	6,451,615

(注1) 普通株式の自己株式の株式数につきましては、当社取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の信託財産として保有する当社株式（当事業年度期首57,900株、当事業年度末56,300株）を含めて記載しております。

(注2) 変動事由の概要は次のとおりであります。

(増加数の内訳)

単元未満株式の買取りによる増加 2,209株

(減少数の内訳)

単元未満株式の買増請求による減少 91株

株式報酬制度に伴う株式交付による減少 1,600株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,443	20.00	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月4日 取締役会	普通株式	2,443	20.00	2021年9月30日	2021年11月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,443	20.00	2022年3月31日	2022年6月30日

(注) 2022年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当1百万円が含まれております。

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業計画に照らして銀行借入や社債発行により資金を調達しており、一時的な余資については安全性の高い金融資産に限定して運用しております。

有価証券及び投資有価証券は主に株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握をおこなっており、また、非上場株式については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

借入金、社債及びコマーシャル・ペーパー、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、借入金の大部分が固定金利であります。

なお、支払手形及び買掛金、借入金、社債、コマーシャル・ペーパー、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
関係会社株式	956	537	△419
その他有価証券	38,488	38,488	—
資産計	39,445	39,025	△419
(2) 社債	150,000	150,561	561
(3) 長期借入金	147,957	150,246	2,288
負債計	297,957	300,808	2,850

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金（1年内返済予定の長期借入金を除く）」及び「コマーシャル・ペーパー」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,284百万円）、関係会社株式等のうち非上場のもの（連結貸借対照表計上額8,392百万円）は、市場価格がないため、「(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 「社債」には「1年内償還予定の社債」を、「長期借入金」には「1年内返済予定の長期借入金」をそれぞれ含めております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券	38,488	—	—	38,488
資産計	38,488	—	—	38,488

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
関係会社株式	537	—	—	537
資産計	537	—	—	537
社債	—	150,561	—	150,561
長期借入金	—	150,246	—	150,246
負債計	—	300,808	—	300,808

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

その他有価証券及び関係会社株式

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。社債の公正価値は、市場価格があるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

なお、デリバティブ取引については利用しておりません。

[賃貸等不動産に関する注記]

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設等（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
177,965	281,096

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額もしくは「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額であります。また、当連結会計年度に新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

(注3) 建設中の物件については、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含めておりません。

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,803円64銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 45円75銭 |

(注1) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度56,300株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当連結会計年度56,967株であります。

(注2) 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額は11円77銭減少し、1株当たり当期純利益は0円75銭増加しております。

[その他の注記]

記載金額は百万円単位とし、単位未満の端数を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						固定資産 圧縮積立金	特別償却 積立金	別途積立金
当 期 首 残 高	59,023	32,019	10,166	42,185	7,876	8,577	81	75,000
会計方針の変更による 累積的影響額								
会計方針の変更を反映 した当期首残高	59,023	32,019	10,166	42,185	7,876	8,577	81	75,000
当 期 変 動 額								
剰余金の配当								
固定資産圧縮積立金の積立						3,593		
特別償却積立金の取崩							△81	
当期純損失(△)								
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	0	0	-	3,593	△81	-
当 期 末 残 高	59,023	32,019	10,166	42,185	7,876	12,171	-	75,000

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			その他有価証券 評価差額金	
	繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	51,099	142,635	△19,740	224,103	7,284	231,388
会計方針の変更による 累積的影響額	△757	△757		△757		△757
会計方針の変更を反映 した当期首残高	50,342	141,878	△19,740	223,346	7,284	230,630
当 期 変 動 額						
剰余金の配当	△4,886	△4,886		△4,886		△4,886
固定資産圧縮積立金の積立	△3,593	-		-		-
特別償却積立金の取崩	81	-		-		-
当期純損失(△)	△4,393	△4,393		△4,393		△4,393
自己株式の取得			△12	△12		△12
自己株式の処分			9	10		10
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					△418	△418
当 期 変 動 額 合 計	△12,792	△9,280	△2	△9,282	△418	△9,700
当 期 末 残 高	37,550	132,598	△19,743	214,064	6,865	220,930

個 別 注 記 表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券 ① 市場価格のない株式等以外のもの
決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
- ② 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 販売土地及び建物 個別法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- 仕 掛 品 個別法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- 貯 蔵 品 移動平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、主として定額法を採用しております。（構築物のうち、鉄道事業固定資産の線路設備及び電路設備における取替資産については取替法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
構築物	2～60年
機械装置	2～17年
車両	4～20年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額については、リース契約上に残価設定の取決めがあるものは当該残価設定額、それ以外のは零とする定額法によっております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(5) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社に対する出資金額、貸付金額および債務保証額を超えて当社が負担することとなる損失負担見込額を計上しております。

6. 工事負担金等の会計処理

鉄道事業において、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受け入れております。これらの工事負担金等については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得価額から直接減額しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得価額から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社では、主に鉄道事業および不動産賃貸業、並びにその他各種サービスを提供しております。

鉄道事業においては、主に旅客輸送を行っております。乗車券のうち定期券については、利用開始時点から終了時点の期間にわたり乗車区間の旅客輸送サービスを提供するものであることから、利用開始時点から終了時点の期間の経過に伴い履行義務が充足すると判断し収益を認識しております。また、定期券以外については、乗車区間の旅客輸送サービスを提供するものであることから、旅客が乗車区間の乗車を完了することにより履行義務が充足すると判断し、乗車区間に対する運賃について収益を認識しております。これらの事業に係る収益は顧客との契約において約束された対価にて算定しております。

不動産賃貸業においては、主に開発保有するオフィスビルや商業施設、住宅等の不動産の賃貸を行っております。賃貸収益については、顧客との賃貸借契約に基づいた賃貸借期間にわたって収益を認識しております。

8. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点、又は一定の期間にわたり、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

鉄道事業における定期券については、定期券の販売時点より月割した額を一定の期間にわたり収益として認識してはりましたが、定期券の利用開始時点より日割した額を一定の期間にわたり収益として認識する方法に変更しております。

なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の営業収益、営業利益、経常利益及び、税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

また、新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響を反映させたことにより、利益剰余金の当期首残高は757百万円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

〔収益認識に関する注記〕

収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表に注記すべき事項と同一であります。

〔表示方法の変更に関する注記〕

前事業年度の貸借対照表において、「その他の流動資産」に含めて表示していた「仕掛品」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。前事業年度の「仕掛品」は561百万円であります。

また、前事業年度の損益計算書における「特別利益」の「受取補償金」については、金額的重要性が乏しいた

め、当事業年度より「その他」に含めて表示しており、「特別損失」の「債務保証損失引当金繰入額」については、「関係会社債務保証損失引当金繰入額」と表示を変更しております。

〔重要な会計上の見積りに関する注記〕

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度に重要な影響を及ぼすリスクが有る項目は以下の通りであります。

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

宿泊施設の固定資産帳簿価額 81,822百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、管理会計上の事業ごと又は物件・店舗ごとに資産のグループ化を行っております。

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により宿泊需要の低迷が続いており、継続して営業損失を計上した宿泊施設については、減損の兆候が認められています。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。

判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

宿泊施設に係る将来キャッシュ・フローの見積りでは、宿泊需要は段階的に回復し、2024年度中に概ねコロナ禍以前の水準まで回復すると仮定しております。

なお、将来予測は高い不確実性を伴い、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,625百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛や移動需要減少の影響を受け、課税所得は回復しつつも低調傾向にあります。

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社分類の妥当性、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等に基づき計上しています。

このうち、将来の課税所得の見積りでは、鉄道輸送収入は段階的に回復し、2024年度にはコロナ禍以前と比べて15%減程度の水準になると仮定しています。

なお、将来予測は高い不確実性を伴い、繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. ホテル業および旅行業の一部子会社に係る引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸借対照表

貸倒引当金	9,104百万円
債務保証損失引当金	7,300百万円
関係会社事業損失引当金	722百万円

損益計算書

関係会社貸倒引当金繰入額	9,104百万円
関係会社債務保証損失引当金繰入額	6,103百万円
関係会社事業損失引当金繰入額	722百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、ホテル業および旅行業では売上高の大幅な減少が続いており、一部の子会社は債務超過の状態にあります。これらの子会社に対して、子会社が策定した事業計画を基礎として、当社による経営支援の効果なども勘案したうえで、将来発生する可能性がある損失負担見込額を見積もり、引当金として計上しています。

事業計画の見積りでは、宿泊需要は段階的に回復し、2024年度中に概ねコロナ禍以前の水準まで回復すると仮定しております。

なお、将来予測は高い不確実性を伴い、事業計画の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

〔追加情報〕

当社取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の導入

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）及び執行役員（取締役を兼務する者を除きます。）（以下、総称して「取締役等」といいます。）に対し、中長期的な業績向上及び株主価値の最大化に貢献する意識を高めることを目的に株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時です。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度340百万円、56千株であります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保付債務

財 団

鉄道事業固定資産（鉄道財団） 245,145百万円

上記資産を担保としている負債は次のとおりであります。

長期借入金 99,299百万円

短期借入金 10,094百万円

計 109,394百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 689,765百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 事業用固定資産

有形固定資産 545,497百万円

土 地 210,056百万円

建 物 177,884百万円

構 築 物 127,880百万円

車 両 11,946百万円

そ の 他 17,728百万円

無形固定資産 12,351百万円

4. 固定資産の取得価額から直接減額した工事負担金等累計額 118,938百万円

5. 保証債務等

当社は下記の債務保証を行っております。

被 保 証 者	金 額	被 保 証 債 務 の 内 容
京王ウェルシステージ株式会社	3,448百万円	入居者への返還債務に対する保証
社 員 住 宅 融 資	44百万円	金融機関からの借入金
計	3,492百万円	

6. 関係会社に対する金銭債権

短期債権 13,039百万円

長期債権

584百万円

7. 関係会社に対する金銭債務

短期債務 89,892百万円

長期債務

6,349百万円

[損益計算書に関する注記]

1. 営業収益	105,713百万円
2. 営業費	93,972百万円
運送営業費及び売上原価	50,535百万円
販売費及び一般管理費	7,865百万円
諸税	9,855百万円
減価償却費	25,715百万円
3. 関係会社との取引高	
営業収益	25,277百万円
営業費	17,678百万円
営業取引以外の取引高	13,444百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,451,097	2,209	1,691	6,451,615

(注1) 普通株式の自己株式の株式数につきましては、当社取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の信託財産として保有する当社株式(当事業年度期首57,900株、当事業年度末56,300株)を含めて記載していません。

(注2) 変動事由の概要は次のとおりであります。

(増加数の内訳)

 単元未満株式の買取りによる増加 2,209株

(減少数の内訳)

 単元未満株式の買増請求による減少 91株

 株式報酬制度に伴う株式交付による減少 1,600株

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

繰延税金資産	
減 損 損 失	7,265百万円
退 職 給 付 引 当 金	2,811百万円
固 定 資 産 等 償 却 超 過 額	2,610百万円
そ の 他	2,086百万円
繰 延 税 金 資 産 合 計	14,774百万円
繰延税金負債	
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	△5,366百万円
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△3,027百万円
前 払 年 金 費 用	△2,764百万円
そ の 他	△1,990百万円
繰 延 税 金 負 債 合 計	△13,149百万円
繰延税金資産（負債）の純額	1,625百万円

(注) 繰延税金資産の算定にあたり、評価性引当額9,593百万円を繰延税金資産から控除しております。

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属 性	名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	株式会社京王 アカウントینگ	(所有) 直接100%	資金の調達 役員の兼任	資金の借入 (純額) 支払利息	25,082 226	短期借入金	80,628

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

支払利息については、一般的な取引条件と同様に市場金利を勘案して決定しております。

[1株当たり情報に関する注記]

- 1株当たり純資産額 1,809円43銭
- 1株当たり当期純損失 △35円99銭

(注1) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度56,300株であり、1株当たり当期純損失の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当期累計期間56,967株であります。

(注2) 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は6円15銭減少し、1株当たり当期純損失は0円43銭減少しております。

〔その他の注記〕

記載金額は百万円単位とし、単位未満の端数を切捨てて表示しております。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。